

# 大森建設組合 共済給付一覧表

2017年8月1日改正

給付の種類		給付金額	給付の種類		給付金額		
<b>組合員傷病見舞金</b> (入院1日につき) ①1回あたり30日を限度 ②年度内、90日を限度 ③通算、270日を限度 ※同一疾病の場合は、1回あたりの限度内で給付	1,000円		<b>組合員敬老祝金</b>	80歳	20,000円		
				88歳	30,000円		
				100歳	50,000円		
						不慮の事故による <b>組合員入院見舞金</b> (日額・5日以上入院で 180日を限度)	65歳未満
				65歳以上	500円		
<b>組合員成人祝金</b>		20,000円	<b>配偶者死亡見舞金</b>		50,000円		
<b>組合員結婚祝金</b>		30,000円	<b>配偶者死亡花輪給付</b>		現物給付		
<b>出生祝金</b>		30,000円	<b>子の死亡見舞金</b>		50,000円		
<b>就学祝金</b> (小学校入学時)		20,000円	<b>子の死亡花輪給付</b>		現物給付		
<b>卒業祝金</b> (中学校卒業時)		20,000円	<b>親の死亡見舞金</b>		20,000円		
<b>65歳以上組合員死亡見舞金</b>		150,000円	<b>親の死亡花輪給付</b>		現物給付		
<b>組合員死亡見舞金</b>	65歳未満	1,000,000円	<b>交通 災害 見舞金</b>	交通事故による死亡	1,000,000円		
	65歳以上	500,000円		交通事故による後遺障害	40,000円～ 1,000,000円		
不慮の事故による <b>組合員死亡見舞金</b>	65歳未満	1,000,000円		交通事故による入院 (日額・180日を限度) 入院5日目より。1～4日目は通院給付	3,000円		
	65歳以上	500,000円		交通事故による通院 (日額・90日を限度)	1,500円		
<b>組舞 合金 員上 死積 亡給 見付</b>	組合加入後3年未満 組合員の死亡	50,000円		<b>住 宅 災 害 見 舞 金</b>	火災等	全焼・全壊	1,000,000円
	組合加入後3年以上10年未満 組合員の死亡	80,000円			半焼・半壊	900,000円	
			一部焼失・一部損壊		300,000円		
組合加入後10年以上 組合員の死亡	150,000円	※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限	風水害等	全壊・流失	300,000円		
		半壊		150,000円			
		一部損壊		30,000円			
		床上浸水		150,000円			
				※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限	地震等	全焼・全壊	100,000円
			半焼・半壊	50,000円			
			一部焼失・一部損壊	10,000円			
			※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限				
<b>組合員死亡花輪給付</b>		現物給付					
<b>組合員重度 障害見舞金</b>	65歳未満	1,000,000円					
	65歳以上	500,000円					
不慮の事故による <b>組合員障害見舞金</b>	65歳未満	40,000円～ 1,000,000円					
	65歳以上	20,000円～ 500,000円					
<b>組合員弔慰見舞金</b>	組合員死亡	60,000円					
	配偶者死亡	40,000円					
	子の死亡	20,000円					
	親の死亡	6,000円					

※下線の共済は全労済からの給付となりますので、給付の基準及び認定は全労済の定める規定によります。また、下記の①～③に該当する場合、受給の資格がありません。

- ①2002年8月以降に加入した組合員が、満75歳に達したとき。
- ②組合加入時に満60歳以上であった組合員。
- ③組合員重度障害見舞金を受給した組合員。

給付請求にあたっては、裏面のご案内を必ずお読みください

# 【組合共済給付請求手続きのご案内】

※給付の事項が発生してから2年経過しても請求がない場合、受給の資格を失います。

※定められた組合費・共済費等が期日までに納付されていない場合、受給の資格を失います。

《給付請求事項が発生したら》 ①と④が組合員の皆さんが行う手続きです。

- ①事由発生<sup>の報告</sup>・・・部会登録組合員は → 担当役員へ  
グループ登録組合員は → 事業所代表者へ  
個人登録組合員は → 組合事務所へ
- ②組合への報告・・・担当役員・事業所代表者は組合へ報告
- ③給付請求書送付・・・組合事務所から対象となる組合員へ給付請求用紙を送付
- ④給付請求書提出・・・請求用紙に記入の上、必要書類を添付して組合へ提出
- ⑤給付・・・組合員ゆうちょ銀行口座へ振り込み  
・毎月15日までに組合へ提出されたものを月末に振り込みます。翌月初旬入金されます。

※傷病見舞金（入院給付）の請求は、入院期間がわかる書類（退院証明書等）を添付してください。

※給付の請求に必要な書類は、組合事務所にお尋ねください。

※式の当日にお届けする「上積給付」「花輪給付」以外の共済給付は、ゆうちょ銀行口座への振り込みとなります。

## 全労済の組合員死亡見舞金の給付に関わる受取人事前指定のお願い

組合共済のうち、全労済から給付される組合員死亡見舞金は、法定相続人順位が上位の方を受取人として給付が行なわれます。

配偶者が存在しない場合、子供または両親、兄弟が受取人となりますが、提出していただく必要書類が多くなる、書類の取り寄せが必要となるなど、手続きに時間を要することになります。また、給付額の減額が発生する場合があります。

つきましては、配偶者がいない組合員の皆さんは、受取人の事前指定をしてください。

受取人の事前指定の手続きについては、組合へお尋ねください。

〈受取人が配偶者の場合〉 必要書類＝死亡診断書・除籍謄本  
給付日数＝受付から約7日後に振り込まれます。

〈受取人が子供の場合〉 必要書類＝死亡診断書・除籍謄本・原戸籍謄本・両親の原戸籍謄本・委任状など  
給付日数＝必要書類を揃えるのに半年以上かかった例もあります。